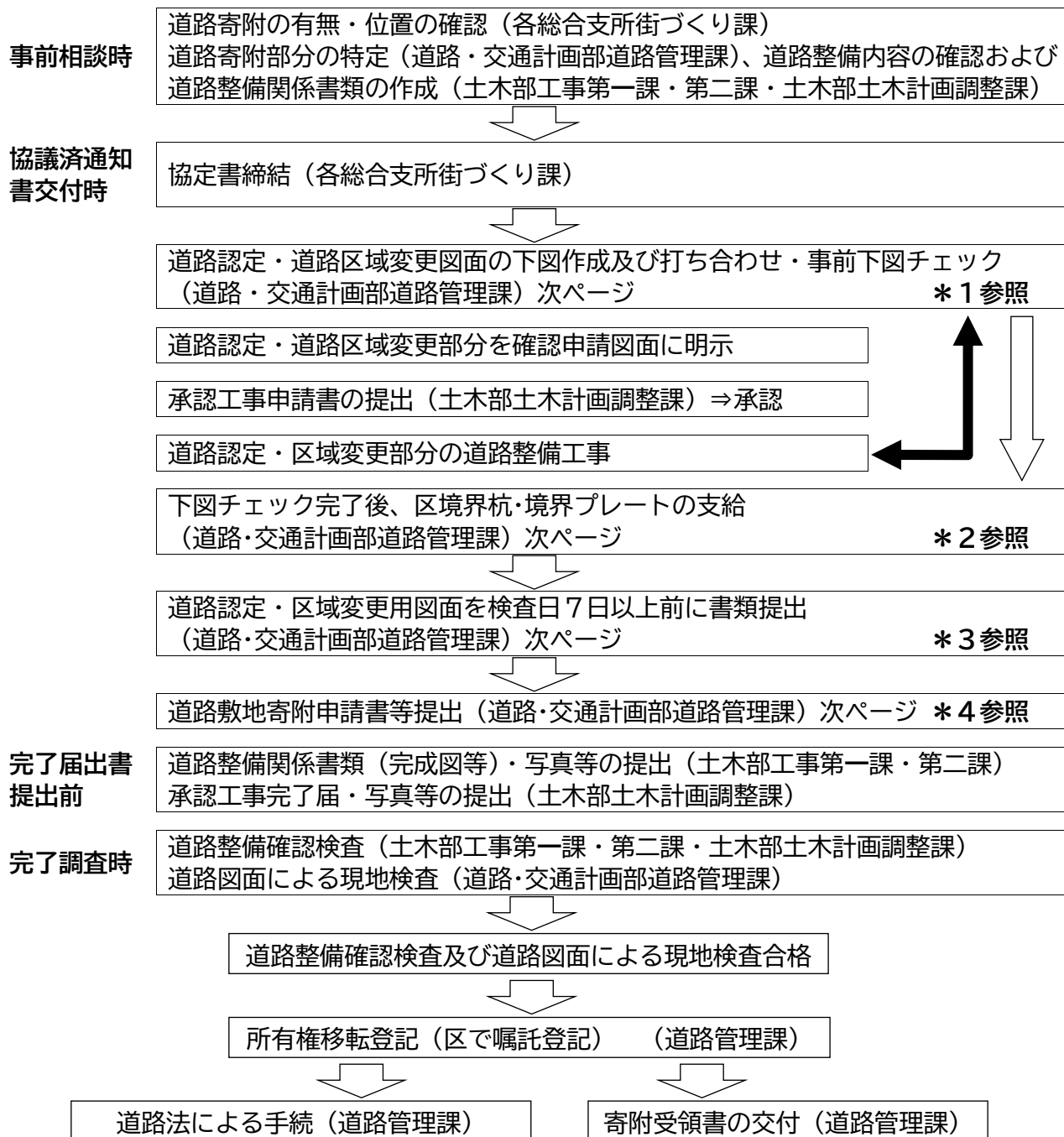


9. 道路整備・用地の引渡しについて

道路後退部分の管理を区で行う場合は、道路整備のほか、道路区域の変更、寄附等による所有権移転手続きが必要です。



* 道路整備に関する費用（電柱移設、交通管理者協議等含む）及び図面の作成費用等は、すべて建築主の負担となります。

* 既設の道路を工事する場合は、道路管理者の承認（道路法第24条）が必要になります。
事前に下記部署に申請してください。

申請先	区道	世田谷区土木部 土木計画調整課	占用担当	電話番号6432-7960
	都道	東京都建設局第二建設事務所	管理課 占用係	電話番号3774-8184
	国道	東京国道事務所代々木出張所		電話番号3374-9451